

令和4年8月1日

各高齢者施設・住まい  
各介護保険事業所 } 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

### 濃厚接触者の取扱いの変更について

日頃から本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国の事務連絡の一部改正により、濃厚接触者の待機期間が7日間から5日間に短縮されました。

また、高齢者施設・介護保険事業所等の従事者については、事業者の判断により、検査での陰性確認等、一定の条件のもと、5日を待たずに待機を解除できることとされましたのでお知らせします。

#### <概要>

- ・濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日から5日間（6日目解除）。
- ・ただし、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能。（別添資料①5頁参照）
- ・感染者等が入所している施設であって外部からの応援職員等の確保が困難な施設に従事する介護従事者について、一定の要件（ワクチン追加接種済みであることなど）を満たす限りにおいて、待機期間中であっても、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事が可能。（別添資料②参照）

#### 【別添資料】

- ① 「B1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特性を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日（令和4年7月22日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- ② 「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年3月16日（令和4年7月26日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

(本通知及び添付資料の掲載場所)

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

(県新型コロナウイルス感染症対策ポータル「濃厚接触者の待機期間について」)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/noukokusessyoku.html>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4855)

保健・居住施設グループ (内線 4857)

在宅サービスグループ (内線 4824)